

第4次多摩市生涯学習推進計画 策定方針

多摩市を含めた日本全体の社会構造の変化、人々の意識は時代と共に大きく変わってきています。これから「人生100年時代」を迎えるとされる社会の中で、人々の生き方も、今までのような単線型の人生～学校教育修了後は社会人として働き、引退後は余暇を楽しむという「教育・仕事・老後」の3ステージの人生～ではなく、マルチステージの人生～社会人となったのちも必要に応じて学ぶことができ、学んだ成果を活かしより豊かな人生を生涯にわたって送ることができる人生～を送るようになる」とされています。

マルチステージの長い人生をより楽しくより幸せに生きるためには、教育基本法に掲げる「生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において、学習することができ、その成果を生かす」という生涯学習の理念と実践の重要性はさらに増していくものと考えられます。

そして、それは、多摩市の目指す「健幸都市」ー世代の多様性があり、市民の誰もが生涯を通じて健康で幸せである都市ーの実現に必要な不可欠な要素でもあります。

文化・芸術や教養、スポーツ、生活課題の解決や社会情勢の変化に対応した学び直しなど、さまざまな生涯学習活動は、個人の生活を豊かにします。また、サークル活動やコミュニティ内での交流や学び、共助による困りごと悩みごとの解決を通じて学んだ成果を発揮していくことでつながりを生みだし、地域社会全体を豊かにしていく可能性を秘めています。

市民一人一人の豊かな人生と「全員参加による課題解決」ができる地域社会の実現のため、教育基本法に掲げる生涯学習の理念を踏まえ市民一人ひとりが、世代や性別、国籍、障がいの有無を問わず、学ぶことができる環境を整備していくことが、求められています。

第4次多摩市生涯学習推進計画は、こうした市民の学習とその成果の発揮という営み（プロセス）を行政として側面から支援するために策定するものです。

1. 基本的な考え方

(1)社会の変化に合わせた生涯学習推進計画の策定

第3次推進計画の策定から10年が経過し、人口減少や少子高齢化の急速な進行、急速な技術革新、環境問題の深刻化といった社会環境の変化に対応した上で、今後10年間の変化を見据えた計画として策定する。

(2)庁内横断的な施策を体系化する計画

各部局において実施される意識啓発事業や市民参画事業等といった、学びの場と学びの成果を発揮できる場を提供する各種施策について、生涯学習の視点から体系化し、生涯学習の推進については各種施策の目標達成を支援するための計画として策定する。

(3)市民の主体的な活動に焦点をあてた計画

計画においては、市民一人一人の意識啓発および行動変容（孤立化した人への働きかけを含む。）につなげることが最も重要であり、そこに焦点をあてた計画として策定する。

2. 策定の視点（ポイント）

(1)社会情勢の変化や国の動向への対応

社会情勢の変化やそれに応じた国の動向や法改正の趣旨・内容を考慮するとともに、市の現状および今後の想定や政策の方向性に留意する。

(2)計画の位置づけと関連

今年度策定した第五次多摩市総合計画第3期基本計画を上位計画として位置づけ、教育振興計画等関連する各種の個別計画等との関連についても十分留意して計画の策定を行う。

(3)市民参画

計画策定段階で、市民参画のプロセスを組みこむことにより、生涯学習に関する市民の意識や考え方を反映し、市民のニーズに合致した計画となるよう留意する。

(4)計画の進行管理

策定した計画が実効性を伴ったものとなるよう、計画の進行管理体制や手法について検討する。

3. 国の動向

- (1) 第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）
 - ・基本的な方針「生涯学び、活躍できる環境を整える」
 - ・具体的な目標
 - ① 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進
 - ② 人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進
 - ③ 職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進
 - ④ 障害者の生涯学習の推進
- (2) 中央教育審議会の主な答申等
 - ① 第六期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理（平成25年1月）
 - ② 個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について(答申)（平成28年5月）
 - ③ 人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（平成30年12月）
- (3) 法律改正
 - ① 第9次地方分権一括法（令和元年5月31日成立）
社会教育法、図書館法、博物館法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（令和元年6月7日公布・同日施行）
公立社会教育施設（博物館、図書館、公民館等）について、地方公共団体の判断により、教育委員会から首長部局へ移管することを可能となる。

4. 多摩市の状況

- (1) 社会背景
 - ① 人口減少社会の到来と少子化・高齢化の進行
 - ② 情報通信技術の進展がもたらす社会構造変革の可能性
 - ③ 価値観・ライフスタイルの変化・多様化がもたらす社会・地域への影響
 - ④ 社会資本の老朽化等への対応
 - ⑤ 社会・経済・環境の諸課題の解決に向けた統合的な取り組みの機運
- (2) 多摩市の特徴
 - ① 2028年の高齢化率31.0%以上の見通し
 - ② 多くの公共施設等が更新時期を迎え、更新費用も増加。
- (3) 第3期基本計画の考え方と重点課題
これらの社会背景や多摩市の特徴を踏まえ、計画全体の基盤となる考え方を「健幸まちづくりのさらなる推進」とし、3つの重点課題として①「超高齢社会への挑戦」②「若者世代・子育て世代が幸せに暮らせるまちの基盤づくり」③「市民・地域と行政との新たな協働のしくみづくり」を掲げて、重点的に取り組むこととしている。

5. 計画期間

令和3（2021）年度から令和12年度（2030）年度までの10年間とする。

※なお、総合計画の改定時期等を考慮しつつ、5年を目処に見直しを行うこととする。

6. 市民参画について

計画の策定に当たっては、策定委員会に市民委員として参画いただくほか、アンケートやワークショップ、パブリックコメント、市民説明会等の市民参画手法を取り入れ、市民のニーズを計画に反映させていく。

7. 策定スケジュール

資料7「第4次多摩市生涯学習推進計画策定スケジュール」のとおり